明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件
（総務二四四～二四六）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件
（政治資金適正化委四二）　二

○カオラック州、ティエス州及びファティック州中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六四）

○コートジボワール共和国における小型武器及び軽兵器拡散規制並びにコミュニティ治安能力強化支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二六五）

○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件
（同二六六）

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件
（同二六七、二六八）

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件
（農林水産一八五九）

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件
（同一八六〇）

○保安林の指定をする件
（同一八六一～一八七三）

○保安林の指定を解除する件
（同一八七四、一八七五）

○広島空港の施設について告示した事項に変更があった件
（国土交通八七七）

○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同八七八）

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
（同八七九）

○共同溝を建設する件
（関東地方整備局三〇一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

金融庁　復興庁　財務省　最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
（国土交通省）

〔公告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
平成二十六年度厚生労働省共済組合の決算関係

地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係

会社その他

告示

○**総務省告示第二百四十四号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十三日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　第百五十一連合任務部隊司令部派遣隊

二　国外派遣期間　平成二十七年七月二十四日から平成二十七年八月二十七日まで

三　派遣人数（概数）　十人程度

四　派遣地域　バーレーン王国

○**総務省告示第二百四十五号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十三日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　派遣海賊対処行動航空隊

二　国外派遣期間　平成二十七年七月二十四日から平成二十八年七月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　六十人程度

四　派遣地域　ジブチ共和国

○**総務省告示第二百四十六号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十三日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　派遣海賊対処行動支援隊

二　国外派遣期間　平成二十七年七月二十四日から平成二十八年七月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　百十人程度

四　派遣地域　ジブチ共和国